

令和3年小野町議会11月第2回会議

議事日程（第1号）

令和3年11月29日（月曜日）午前10時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議会運営委員長報告
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 議案第64号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
〔上程、説明、質疑、以下日程第6まで同じ〕
- 日程第 5 議案第65号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第66号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案の委員会付託
- 日程第 8 委員長の審査結果報告（各部常任委員会委員長）
- 日程第 9 委員長の報告に対する質疑
- 日程第10 議案第64号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
〔討論、採決、以下日程第12まで同じ〕
- 日程第11 議案第65号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第66号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（10名）

1番	會田百合子君	2番	中野孝一君
3番	緑川久子君	4番	先崎勝馬君
5番	渡邊直忠君	6番	会田明生君
7番	吉田康市君	8番	宗像芳男君
11番	竹川里志君	12番	田村弘文君

欠席議員（2名）

9番	水野正廣君	10番	久野峻君
----	-------	-----	------

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 村 上 昭 正 君 副 町 長 菅 野 望 君
教 育 長 有 賀 仁 一 君 総 務 課 長 吉 田 吉 広 君
町 民 生 活 課 長 鈴 木 稔 君 地 域 整 備 課 長 遠 藤 靖 次 君

職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長 石 井 一 一 次 長 郡 司 治 子
書 記 清 水 綾 子 書 記 佐 藤 真 路

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（田村弘文君） ただいまから令和3年小野町議会11月第2回会議を開きます。

ただいま出席している議員は10名で定足数に達しており、会議は成立いたしました。

なお、9番、水野正廣議員並びに10番、久野峻議員より、所用により欠席する旨の届出がありました。

◎議事日程の報告

○議長（田村弘文君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（田村弘文君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、会議規則第125条の規定により、議長において、

7番 吉田康市 議員

8番 宗像芳男 議員

を指名します。

◎議会運営委員長報告

○議長（田村弘文君） 日程第2、11月第2回会議の日程等について、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長。

5番、渡邊直忠議会運営委員長。

〔議会運営委員会委員長 渡邊直忠君登壇〕

○議会運営委員会委員長（渡邊直忠君） 本日午前9時より開催した議会運営委員会の結果について報告いたします。

令和3年小野町議会11月第2回会議の会議日程については、本日1日限りとすることに決定いたしました。

また、議案の採決方法について、議案第64号から議案第66号までについては簡易採決により行うことといたしました。

以上をもって報告といたします。

○議長（田村弘文君） ただいまの議会運営委員長の報告に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） 質疑なしと認めます。

したがって、議会運営委員長報告のとおり、11月第2回会議の日程は本日1日限りといたします。

また、議案の採決方法について、議案第64号から議案第66号までについては簡易採決により行うことといたします。

会議日程については、お手元に配付のとおりであります。

◎諸般の報告

○議長（田村弘文君） 日程第3、諸般の報告を行います。

地方自治法第121条第1項の規定に基づき出席を求めましたのは、町長、教育委員会教育長であり、その委任を受けました者の名簿は、お手元に配付のとおりであります。

◎議案第64号～議案第66号の上程

○議長（田村弘文君） 議案の上程を行います。

日程第4、議案第64号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてから日程第6、議案第66号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてまで、3議案を一括して議題といたします。

事務局長に朗読させます。

事務局長。

石井事務局長。

〔議会事務局長朗読〕

◎議案第64号～議案第66号の説明

○議長（田村弘文君） 町長の提案理由の説明を求めます。

町長。

村上町長。

〔町長 村上昭正君登壇〕

○町長（村上昭正君） 令和3年小野町議会11月第2回会議が開催されるに当たり、議員各位には公私ともにご多用の中、ご出席を賜り、衷心より感謝を申し上げます。

本11月第2回会議にご提案申し上げる案件につきましては、条例改正案件3件となっております。町政執行上、緊急かつ重要な案件でありますことから、お集まりいただいたところであります。よろしくお願いたします。

それでは、提出議案に係る提案理由をご説明申し上げます。

議案第64号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案は、民間給与の支給状況等を踏まえ、福島県特別職及び福島県議会議員の期末手当の改定方針に準じて、本年12月に支給する期末手当の支給割合を100分の165から100分の155に改め、公布の日から施行するものであります。

また、令和4年度以降の支給割合については、6月期と12月期の期末手当を均等に配分するため、100分の155から100分の160に改めるもので、令和4年4月1日から施行するものであります。

次に、議案第65号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、前号議案同様の理由により、本年12月に支給する期末手当の支給割合を100分の165から100分の155に改め、公布の日から施行するものであります。

また、令和4年度以降の支給割合については、6月期と12月期の期末手当を均等に配分するため、100分の155から100分の160に改めるもので、令和4年4月1日から施行するものであります。

次に、議案第66号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、民間企業の支給状況等を踏まえて、令和3年10月7日付の福島県人事委員会の勧告を踏まえ、本年12月に支給する職員の期末手当の支給割合を100分の125から100分の110に、再任用職員については100分の67.5から100分の62.5に改めるもので、公布の日から施行するものであります。

また、令和4年度以降の支給割合については、6月期と12月期の期末手当を均等に配分するため、職員については100分の110から100分の117.5に、再任用職員については100分の62.5から100分の65に改めるもので、令和4年4月1日から施行するものであります。

以上、議案第64号から議案第66号までの条例の一部改正3案件につきましてご説明申し上げましたが、細部につきましては副町長以下、担当課長に説明いたさせますので、慎重ご審議の上、ご議決を賜りますようお願い申し上げます。提案の説明といたします。どうぞよろしくお願いたします。

◎議案第64号～議案第66号の質疑

○議長（田村弘文君） 議案に対する質疑を行います。

議案第64号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてから議案第66号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてまでの3議案について、一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） 質疑なしと認めます。

したがって、議案第64号から議案第66号までの3議案について質疑を終わります。

◎議案の委員会付託

○議長（田村弘文君） 日程第7、議案の委員会付託を行います。

お手元に配付の付託事件表をご覧ください。

本案のとおり常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） ご異議ありませんので、付託事件表のとおり常任委員会に付託することと決定いたしました。

暫時休議といたします。

直ちに各部常任委員会を開催していただき、ただいま付託した議案の審議をお願いいたします。

休憩 午前10時11分

再開 午前10時36分

○議長（田村弘文君） 再開いたします。

◎委員長の審査結果報告

○議長（田村弘文君） 日程第8、総務文教常任委員会より、付託事件の審査結果の報告を求めます。

総務文教常任委員会副委員長。

4番、先崎勝馬副委員長。

〔総務文教常任委員会副委員長 先崎勝馬君登壇〕

○総務文教常任委員会副委員長（先崎勝馬君） 令和3年小野町議会11月第2回会議において総務文教常任委員会に付託された事件は、各部常任委員会付託事件表のとおりであり、その審査の結果と経緯について報告いたします。

議案第64号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、総務課長に出席を求め、議案の内容について詳細な説明を受け、審査した結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本案は、民間給与の支給状況等を踏まえ、福島県特別職及び福島県議会議員の期末手当の改正当針に準じて、本年12月に支給する期末手当の支給割合を100分の165から100分の155に改め、公布の日から施行するものです。

また、令和4年度以降の支給割合については、6月期と12月期の期末手当を均等に配分するため、100分の155から100分の160に改めるもので、令和4年4月1日から施行するものであります。

次に、議案第65号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、総務課長に出席を求め、議案の内容について詳細な説明を受け、審査した結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本案は、前号議案同様の理由により、本年12月に支給する期末手当の支給割合を100分の165から100分の155に改め、公布の日から施行するものであり、また、令和4年度以降の支給割合については、6月期と12月期の期末手当を均等に配分するため、100分の155から100分の160に改めるもので、令和4年4月1日から施行するものであります。

次に、議案第66号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、総務課長に出席を求め、議案の内容について詳細な説明を受け、審査した結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本案は、民間給与の支給状況等を踏まえた令和3年10月7日付の福島県人事委員会の勧告を踏まえ、本年12月に支給する職員の期末手当の支給割合を100分の125から100分の110に、再任用職員については100分の67.5から100分の62.5に改めるもので、公布の日から施行するものです。

また、令和4年度以降の支給割合については、6月期と12月期の期末手当を均等に配分するため、職員については100分の110から100分の117.5に、再任用職員については100分の62.5から100分の65に改めるもので、令和4年4月1日から施行するものであります。

議案第64号から議案第66号について、この時期の条例改正となった経緯、比較する民間給与のデータ抽出時期について質疑がありました。

以上が、令和3年小野町議会11月第2回会議において総務文教常任委員会に付託された事件の審査結果及び経過であります。

◎委員長の報告に対する質疑

○議長（田村弘文君） 日程第9、総務文教常任委員会副委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） 質疑なしと認めます。

これで、総務文教常任委員会副委員長の報告に対する質疑を終わります。

◎議案第64号～議案第66号の討論

○議長（田村弘文君） 日程第10、議案第64号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてから日程第12、議案第66号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてまで、3議案を一括して議題といたします。

議案に対する討論を行います。

議案第64号から議案第66号まで3議案を一括討論に付します。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） 討論なしと認めます。

したがって、議案第64号から議案第66号までの討論を終わります。

◎議案第64号～議案第66号の採決

○議長（田村弘文君） 次に、議案の採決を行います。

議案第64号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてから議案第66号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてまで、3議案についてお諮りいたします。

本案は、それぞれ原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第64号から議案第66号までの3議案については、それぞれ原案のとおり可決されました。

◎散会の宣告

○議長（田村弘文君） 以上をもって、11月第2回会議の会議日程は全て終了いたしました。

本日の会議はこれをもって散会といたします。

散会 午前10時44分